Ⅰ　計画の趣旨

１　計画策定の趣旨

近年、少子化・高齢化の進展により、地域の支え合う力は低下しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行や、原油価格や物価の高騰の影響による自殺やひきこもりといった孤独・孤立の問題、生活困窮者や子どもの貧困への支援など、地域が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化・複雑化・複合化しています。

こうした中、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』に基づいた取組を進めており、その工程の中で、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「重層的支援体制整備事業の創設」に向けた社会福祉法改正が行われたところです。

社会福祉法は、その目的として「地域福祉の推進」を掲げており、地域づくりを計画的、総合的に進めるため、市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定を求めるとともに、都道府県に対しては、市町村の地域福祉を支援するための「都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められています。

すべての県民が明るい笑顔で暮らせる「生き活き岡山」を実現する上でも、地域福祉の推進は重要であり、県では、平成 15 年３月に「岡山県地域福祉支援計画」を策定し、地域社会を取り巻く環境の変化や法制度の改正等を踏まえた見直しなどを行いながら地域福祉の推進を図ってきたところです。

令和２年６月の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の構築に関する規定が盛り込まれ、こうした地域福祉政策の動向に適切に対応しつつ、県内市町村における体制整備を支援していくため、「岡山県地域福祉支援計画」の改訂を行うものです。

２　計画の性格・位置付け

（１）性格・位置付け等

この計画は、晴れの国おかやま生き活きプランを踏まえ、本県の地域福祉に関する基本理念や方向性を定めるものです。

また、社会福祉法第 108 条の規定に基づく、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」に位置付け、市町村の地域福祉計画の策定支援や体制の整備等の支援につなげます。

このため、関連制度の改訂や市町村での地域福祉計画の策定状況等を勘案しながら、５年を目安に、必要に応じて見直しを行います。

【社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋】

（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

（２）計画の推進

本計画の基本理念等の実現に向けた施策や目標数値については、高齢者や障害者、子どもその他の福祉に関する各個別計画等において定め、進捗状況を点検・評価しながら、各種の個別計画等に基づき着実に進めます。

岡山県地域福祉支援計画の位置付けの図

